

水俣市市産材利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、林業及び木材の振興並びに定住促進を目的として、市産材を利用した住宅及び店舗を建築する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「市産材」とは市内で伐採及び製材された木材で、水俣市木材協会等により証明されたものとする。
- (2) 「住宅」とは、専用住宅及び併用住宅（住居及び店舗の用に供する部分の延床面積が建築延床面積のおおむね2分の1以上であるものに限る。）とし、集合住宅は含まないものとする。
- (3) 「店舗」とは直接顧客と接し、商品等の提供及び販売又はサービスの提供等を行う、土地に定着した建物をいう。
- (4) 「小売業等」とは、日本標準産業分類に掲げる小売業、宿泊業（下宿業、その他の宿泊業を除く。）、飲食サービス業、生活関連サービス業（理容業、美容業、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業に限る。）をいう。
- (5) 「構造材」とは、土台、火打、管柱、通柱、間柱、梁、桁、大引、根太、筋交、小屋束、母屋、棟木及び垂木とする。
- (6) 「改築」とは、従前の建物を取り壊して、これと同等の用途・構造・規模のものに建て替えることをいう。
- (7) 「リフォーム」とは、基礎を残した状態で部分的な修繕や改築を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる者で、市産材を使用した住宅又は店舗を新築・改築・増築・リフォームを行う者とする。

- (1) 市内において自ら居住するための住宅を建築する者又は自ら小売業等を行うための店舗を建築する者
 - (2) 建築後市内に定住する者又は店舗において営業を行う者
- 2 前項の規定にかかわらず、公共工事に伴う移転補償金、市の他の補助金等の対象となる工事及び火災又は暴風、豪雨、地震その他の自然災害に起因する工事を行う住宅は、補助の対象とならない。
- 3 市税等を滞納していない者。
- 4 申請者が、水俣市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者ではなく、これら反社会的勢力から出資等資金提供を受けていないこと。

(補助の条件)

第4条 補助の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市産材を構造材として8割以上使用する住宅又は店舗の新築・改築・増築（増築・

リフォームは延床面積が10平方メートル以上に限る。)とする。

- (2) 新たに設置する床材の8割以上に市産材を使用する住宅又は店舗のリフォームとする。
- (3) 補助対象住宅を施工する工務店等は、市内に住所を有するものとする。
- (4) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に定める大規模小売店に係るものでないもの。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく許可または届出が必要な営業(接待飲食等営業、深夜酒類提供飲食店を除く。)を行う店舗に係るものでないもの。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、延床面積1平方メートル当たり6,000円(上限50万円)とする。ただし、市外からの移住者については、延床面積1平方メートル当たり10,000円(上限100万円)とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の額があるときには、その額を切り捨てた額とする。

(移住等に関する要件)

第6条 居住しようとする住所へ住民票を移す直前の住所が3年以上市外にあった者を移住者とみなす。ただし、水俣市に住所を移して2年未満かつ直前の住所が3年以上市外にあった者も移住者とみなす。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事完了後30日以内に水俣市市産材利用促進事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象住宅又は店舗の場所を示す案内図
- (2) 移住者については定住確約書
- (3) 住民票・市税等納付状況調査同意書(申請者及び同居者)
- (4) 写真(しゅん工・建築状況・軸組状況等)
- (5) 平面図、立面図
- (6) 市産材であることを証明する書類
- (7) 構造(内装)材明細書(様式第2号)
- (8) 店舗所有者がわかる書類の写し
- (9) 店舗の賃貸借契約書の写し(賃貸物件の場合)
- (10) 店舗所有者の承諾書(使用貸借・賃貸借物件の場合)
- (11) 開業届の写し(開業する場合)
- (12) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付することが適当である場合は、補助金の決定及び確定を行うものとする。

2 市長は申請受付順に審査するものとする。補助金申請額が予算額を上回る場合は、予算の範囲内で交付の決定を行うものとする。

(補助金の交付決定及び確定通知)

第9条 市長は、補助金の交付の決定及び確定をしたときは、申請者に対し、水俣市市産材利用促進事業補助金交付決定及び確定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、前条に規定する通知を受けたときは、水俣市市産材利用促進事業補助金交付請求書(様式第4号)に口座情報が確認できる書類を添えて市長に提出し請求するものとする。

2 補助金の交付は、申請者本人名義の金融機関への口座振替によるものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。

(4) この要綱に違反したとき。

(5) 自ら交付決定を辞退したとき。

(6) 補助金交付日から5年以内に転出したとき。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

2 市長は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、水俣市市産材利用促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第5号)を申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消部分について既に補助金を交付しているときは、期限を決めて返還を命ずるものとする。

2 申請者は、前項に規定する命令を受けたときは、当該補助金を市長に返還しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の水俣市市産材利用促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請及び給付について適用し、同日前の申請及び給付については、なお従前の例による。